資料3

児童養護専門部会

①目的

児童相談所が行う児童養護施設等への措置の決定や解除についてこどもやその保護者の意向と一致しない場合や里親を認定する際の調査審議を行う

②部会の構成等

事　務　局：こども支援課
委　員　数：5名
任　　期：3年
委員の属性：弁護士、学識経験者（SW・心理）、医師、児童福祉施設関係者等

③審議内容及び開催頻度等

	想定開催頻度（年間）	審議事項	根拠法令
児童措置関係	6回（緊急案件がある場合は書面開催）	施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項	児童福祉法第27条第6項 児童福祉法施行令第32条第1項 児童虐待の防止に関する法律第13条の5 児童相談所運営指針第7節
里親関係	3回	里親認定 里親登録更新報告	児童福祉法施行令第29条

権利擁護専門部会

①目的

児童養護施設等への入所措置や一時保護している等、児童相談所が関わるこどもへの権利侵害事案の検証、こどもからの意見申立等に関して調査審議を行うほか、児童相談所及び一時保護施設業務の点検に関する事項を審議する

②部会の構成

事　務　局：こども支援課
委　員　数：4名
任　　期：3年
委員の属性：弁護士、学識経験者、医師等

③審議内容及び開催頻度等

	想定開催頻度（年間）	審議事項	根拠法令
被措置児童虐待関係	2回	児童福祉施設等における人権侵害等事案対応についての報告・検証 被措置児童からの届出はがきへの対応についての報告・検証	児童福祉法第33条第の12第1項・第3項 児童福祉法第33条の15第1項・第2項 被措置児童等虐待対応ガイドライン
権利擁護関係	2回	児童からの意見表明に対する審議	児童福祉法第11条第1項第2号リ
業務点検関係	点検・検証：2回（児相、一保各１回） ※別途現地調査あり ※第三者評価は外部委託（児相、一保隔年実施）	児童相談所の業務点検 児童相談所、一時保護施設第三者評価の報告	児童相談所運営指針第３章第１節 被措置児童等虐待対応ガイドライン 児童福祉法第12条第７項 一時保護施設の設備及び運営に関する基準第4条第3項

児童虐待事例等検証部会

①目的

児童虐待による死亡事故等の重大事案が起こった際の事例の検証、予防や早期発見のための方策、虐待を受けたこどものケア等、児童虐待の防止に必要な事項の調査審議を行う

②部会の構成

事　務　局：こども支援課
委　員　数：3名
任　　期：委嘱から調査審議終了まで
委員の属性：弁護士、学識経験者、医師等

③審議内容及び開催頻度等

	想定開催頻度（年間）	審議事項	根拠法令
事例等検証	事案発生時	児童虐待による死亡事例等の検証	児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項

保育等専門部会

①目的

児童及び母子福祉に関する事項について調査審議する。

②部会の構成

事　務　局:こども政策課
委　員　数:5名　③、④を審議する場合に臨時委員2名追加
任　　期:3年
委員の属性:学識経験者、社会福祉事業従事者

③審議内容及び開催頻度等

	想定開催頻度（年間）	審議事項	根拠法令
児童、母子及び父子の福祉に関する事項	3回 ③、④は事案発生時	①保育所等の設備運営基準、認可等 ②母子、父子、寡婦福祉資金貸付金に関する事項 ③保育所等における重大事故の検証及び再発防止策の検討 ④保育所等における施設内虐待・不適切保育の検証及び再発防止策の検討	・児童福祉法第8条、第34条の8の2、第34条の8の3第4項、第34条の15第4項、第34条の17第4項、第34条の16、第35条第6項、第45条第1項、第46条第4項、第58条第1項及び第2項、第59条第5項 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項、第22条第2項、第25条 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条

（案）

児童養護専門部会設置要綱

（設置）

第１条　児童相談所における施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項並びに本市の里親の認定に関する事項について，詳細かつ具体的な検討を行うため，豊中市児童福祉審議会規則（令和７年豊中市規則第１６号）第２条第１項の規定に基づき，豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に，児童養護専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　部会は，次に掲げる事項について，調査審議するものとする。

（１）　施設入所等の措置の決定，解除等に関すること。

（２）　里親の登録等に関すること。

（組織）

第３条　部会は，委員５人以内で組織する。

２　部会の委員は，審議会委員長が指名する審議会委員及び臨時委員をもって構成する。

（会議の非公開）

第４条　部会の会議は，公開しない。

（庶務）

第５条　部会の庶務は，こども未来部はぐくみセンターこども支援課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか，部会の運営について必要な事項は，部会長が定める。

附　則

この要綱は，令和７年４月１０日から施行する。

（案）

権利擁護専門部会設置要綱

（設置）

第１条　児童相談所による支援対象となるこどもの権利擁護に関する事項及び児童相談所の業務点検に関する事項について，詳細かつ具体的な検討を行うため，豊中市児童福祉審議会規則（令和７年豊中市規則第１６号）第２条第１項の規定に基づき，豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に，権利擁護専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　部会は，次に掲げる事項について，調査審議するものとする。

（１）　被措置児童虐待に係る措置等に関する報告等に関すること。

（２）　被措置児童等からの届出はがきへの対応についての報告及び検証に関すること。

（３）　被措置児童等の意見表明に関すること。

（４）　児童相談所（一時保護施設を含む。）の業務点検に関すること。

（組織）

第３条　部会は，委員４人以内で組織する。

２　部会の委員は，審議会委員長が指名する審議会委員及び臨時委員をもって構成する。

（会議の非公開）

第４条　部会の会議は，公開しない。

（庶務）

第５条　部会の庶務は，こども未来部はぐくみセンターこども支援課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか，部会の運営について必要な事項は，部会長が定める。

附　則

この要綱は，令和７年４月１０日から施行する。

（案）

児童虐待事例等検証専門部会設置要綱

（設置）

第１条　児童虐待による死亡事案等が発生した場合にその事案の分析を行うとともに，児童虐待の防止等のために必要な事項について，詳細かつ具体的な検討を行うため，豊中市児童福祉審議会規則（令和７年豊中市規則第１６号）第２条第１項の規定に基づき，豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に，児童虐待事例等検証専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　部会は，次に掲げる事項について，調査審議するものとする。

（１）　児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。

（２）　児童虐待の防止等に関する調査及び検証に関すること。

（組織）

第３条　部会は，委員３人以内で組織する。

２　部会の委員は，審議会委員長が指名する審議会委員及び臨時委員をもって構成する。

（会議の非公開）

第４条　部会の会議は，公開しない。

（庶務）

第５条　部会の庶務は，こども未来部はぐくみセンターこども支援課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか，部会の運営について必要な事項は，部会長が定める。

附　則

この要綱は，令和７年４月１０日から施行する。

保育等専門部会設置要綱

（設置）

第１条　児童及び母子福祉に関する事項について，詳細かつ具体的な調査審議を行うため，豊中市児童福祉審議会規則（令和７年豊中市規則第１６号）第２条第１項の規定に基づき，豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に，保育等専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　部会は，次に掲げる事項について，調査審議するものとする。

（１）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４５条第１項に規定する児童福祉施設（助産施設，母子生活支援施設，保育所に限る。以下同じ。）の設備及び運営についての基準に関すること。

（２）　法第３４条の１６に規定する家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準に関すること。

（３）　法第３４条の８の２に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準に関すること。

（４）　就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第１３条に規定する幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての基準に関すること。

（５）　法第３５条第６項又は第５８条第１項に規定する保育所の認可又は認可の取消しに関すること。

（６）　法第３４条の１５第４項，第３４条の１７第４項又は第５８条第２項に規定する家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可，事業制限若しくは事業停止命令又は認可の取消しに関すること。

（７）　認定こども園法第１７条第３項，第２１条第２項又

は第２２条第２項に規定する幼保連携型認定こども園の認可，事業停止若しくは施設閉鎖命令又は認可の取消しに関すること。

（８）　法第４６条第４項に規定する児童福祉施設の事業停止命令に関すること。

（９）　法第３４条の８の３第４項に規定する放課後児童健全育成事業の事業制限又は事業停止命令に関すること。

（10）　法第５９条第５項に規定する無認可児童福祉施設の事業停止又は施設閉鎖命令に関すること。

（11）　豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第５９号）第４条第１項に規定する勧告に関すること。

（12）　豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第４８号）第４条第１項に規定する勧告に関すること。

（13）　豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第６１号）第４条第１項に規定する勧告に関すること。

（14）　豊中市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第４６号）第４条第１項に規定する勧告に関すること。

（15）　豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年豊中市条例第１６号）第４条第１項に規定する勧告に関すること。

（16）　豊中市内にある又は豊中市内で実施される特定教育・保育施設，特定地域型保育事業，地域子ども・子育て支援事業，認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの死亡事故等の重大事故の検証及び，必要な再発防止策の検討に関すること。

（17）　豊中市内にある又は豊中市内で実施される特定教育・保育施設，特定地域型保育事業，地域子ども・子育て支

援事業，認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの施設内虐待・不適切保育の検証及び，必要な再発防止策の検討に関すること。

(18)　母子福祉資金，父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金のうち，次に掲げる資金の申請に関すること。

ア　事業開始資金のうち，１００万円を超えるもの

イ　住宅資金のうち，１００万円を超えるもの

ウ　生活資金の単独貸付申請があった場合のうち，１００万円を超えるもの（ただし，失業貸付を除く。）

エ　その他市長が必要と認めるもの

(19)　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年７月１日厚生省令第２２４号）第１３条に規定する母子福祉資金，父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金の停止に関すること。

(20)　その他児童，母子及び父子の福祉に関すること。

（組織）

第３条　部会は，委員５人以内で組織する。

２　部会の委員は，審議会委員長が指名する審議会委員及び臨時委員をもって構成する。

（庶務）

第４条　部会の庶務は，こども未来部こども政策課において処理する。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか，部会の運営について必要な事項は，部会長が定める。

附　則

この要綱は，令和７年４月１０日から施行する。